

不利益処分個別票

所管局部課 (担当) 名 (電話番号)	健康局健康推進部生活衛生課(06-6208-9981)
処分課 (担当) 名	同上
処分の名称	業務従事者に対する業務停止命令
概要	クリーニング所で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、大阪市長は期間を定めてその業務を停止することができます。
根拠法令等 及び条項	クリーニング業法 (昭和25年5月27日法律 第207号)第9条
処分基準	<p>1 クリーニング所において、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事する営業者又はその使用人が伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めて業務を停止する。</p> <p>第9条 都道府県知事は、営業者又はその使用人で、洗濯物の処理又は受取及び引渡しの業務に従事するものが伝染性の疾病にかかり、その就業が公衆衛生上不適当と認めるときは、期間を定めてその業務を停止することができる。</p>
ホームページ	
備考	